

2019年(平成31年)6月1日以降の防火設備定期報告時期一覧

2019年(平成31年)6月1日施行

用途	規模 又は 階 ※いずれかに該当するもの	用途コード	報告時期(月)
劇場、映画館又は演芸場	・地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 200\text{m}^2$ ・主階が1階にないもので $A > 100\text{m}^2$	11	4月から10月 平成31年6月以降の初回報告時期: 「2019年6月～10月」 又は 「2020年4月～5月」
観覧場(屋外観覧席のものを除く)、公会堂又は集会場	・地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 200\text{m}^2$ <small>平家建て、かつ、客席及び集会室の床面積の合計が400㎡未満の集会場を</small>	12	
旅館又はホテル	$F \geq 3$ 階 かつ $A > 2000\text{m}^2$	13	
百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は物品販売業を営む店舗	$F \geq 3$ 階 かつ $A > 3000\text{m}^2$	14	
地下街	$A > 1500\text{m}^2$	15	
児童福祉施設等(注意4に掲げるものを除く。)	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 300\text{m}^2$ <small>平家建て、かつ、床面積の合計が500㎡未満のものを除く。</small>	21	4月から11月 平成31年6月以降の初回報告時期: 「2019年6月～11月」 又は 「2020年4月～5月」
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、児童福祉施設等(注意4に掲げるものに限る。)	・地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A = 300\text{m}^2$ (2階部分) ・ $A > 300\text{m}^2$ <small>平家建て、かつ、床面積の合計が500㎡未満のものを除く。</small>		
旅館又はホテル(用途コード13のものを除く。)		22	
学校、学校に附属する体育館	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 2000\text{m}^2$	23	
博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、体育館(いずれも学校に附属するものを除く。)	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 2000\text{m}^2$	24	
下宿、共同住宅又は寄宿舍の用途とこの表(用途コード 34を除く。)に掲げられている用途の複合建築物	$F \geq 5$ 階 かつ $A > 1000\text{m}^2$	28	
用途コード 21に該当しない病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	$A \geq 200\text{m}^2$	29	
百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は物品販売業を営む店舗(用途コード14のものを除く。)	・地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 500\text{m}^2$	31	4月から12月及び1月 平成31年6月以降の初回報告時期: 「2019年6月～2020年1月」 又は 「2020年4月～5月」
展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店		32	
複合用途建築物(用途コード28及び34のものを除く。)	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 500\text{m}^2$	33	
事務所その他これに類するもの	$A > 1000\text{m}^2$ <small>5階建て以上、かつ、延べ面積が2000㎡を超える建築物のうち、$F \geq 3$階のものに限る。</small>	34	
下宿、共同住宅、寄宿舍(注意5に掲げるものを除く。)	$F \geq 5$ 階 かつ $A > 1000\text{m}^2$	40	4月から9月
高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅又は寄宿舍(注意5に掲げるものに限る。)	・地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 300\text{m}^2$ (2階部分)	41	平成31年6月以降の初回報告時期: 「2019年6月～9月」 又は 「2020年4月～5月」
用途コード41に該当しない高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途	$A \geq 200\text{m}^2$	49	

(注意)

- 1 $F \geq 3$ 階、 $F \geq 5$ 階、地階若しくは $F \geq 3$ 階とは、それぞれ3階以上の階、5階以上の階、地階若しくは3階以上の階で、その用途に供する部分の合計が100㎡を超えるものをいいます。
- 2 Aは、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
- 3 共同住宅(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)の住戸内は、定期調査・検査の報告対象から除かれます。
- 4 高齢者、障害者等の就寝の用に供する児童福祉施設等とは「助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービスを行う施設」をいいます。
- 5 高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅及び寄宿舍とは「サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム」をいいます。